

熱中症を防ごう!!

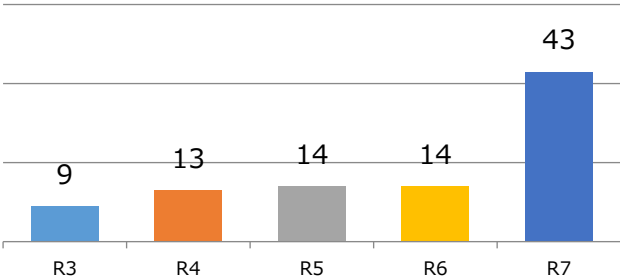


熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体内の体温調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等のさまざまな症状が現れます。

群馬労働局管内で休業4日以上となった熱中症による死傷者は、**製造業、建設業、運輸交通業、商業**で多く発生しています。

主に5月から9月に発生し、特に**7月、8月**に多く発生しています（令和3年から令和7年の合計値）。

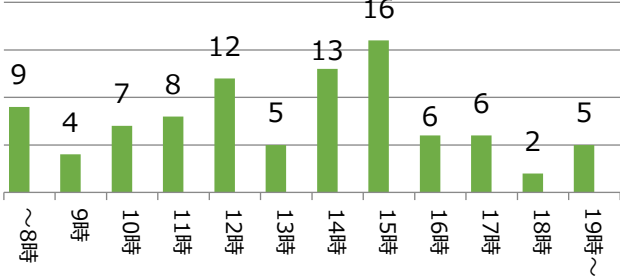
(人) 年別発生状況



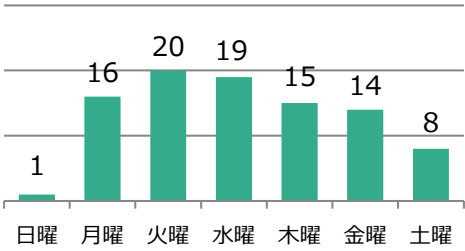
	1月	5月	6月	7月	8月	9月	総計
製造業		1	4	9	8	1	23
建設業			1	6	4	1	12
運輸交通業		1	1	5	4	1	12
農林業			1	1	3		5
商業			2	6	8	1	17
保健衛生業			3				3
接客娯楽業	1			1		1	3
清掃と畜業				4	2		6
その他の事業		2	3	2	3	2	12
総計	1	4	15	34	32	7	93

熱中症の発生には、気象条件（気温・湿度・風通し）や健康状態が影響します。また、熱中症は経験期間や年齢に関係なく発生しています。

(人) 熱中症発生の時間帯(令和3年～令和7年)



(人) 熱中症発生の曜日別(令和3年～令和7年)



経験期間別	年代					総計
	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代～	
1年以内	9	8	8	11	5	41
1年超3年以内	5	2	2	3	5	17
3年超5年以内	1	2	1		2	6
5年超10年以内		2	3	2	4	11
10年超30年以内			2	8	6	16
30年超					2	2
総計	15	14	16	24	24	93

(資料：労働者死傷病報告（令和3年～令和7年）)

熱中症の予防対策

WBGT値(暑さ指数)の把握は熱中症予防の第一歩です！

JIS規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備し、点検しましょう。

測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測したWBGT値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業等については、作業場所にて実測することが必要です。

なお、環境省、気象庁が発表している**熱中症警戒アラート**は、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となるので確認しましょう。



作業環境管理

- ・高温多湿作業場所には、直射日光等を遮る簡易な屋根や遮蔽物、適度な通風を行うための設備等を設けましょう
- ・休憩場所の整備を行いましょう



健康管理

- ・健康診断結果に基づき対応を徹底しましょう
- ・日常の健康管理について指導を行い、健康状態について確認しましょう

労働衛生教育

- ・作業の管理者向け及び労働者向けに労働衛生教育を実施しましょう

熱中症予防管理者等の業務

- ・高温多湿な作業場所については、作業中の巡視を頻繁に行いましょう

作業管理

- ・休憩時間の確保や熱への順化期間(暑熱順化)を設けましょう
- ・まめな水分と塩分の摂取を指導しましょう
- ・通気性の良い服装等の着用や、身体を冷却する機能を持つ服の着用を検討しましょう
- ・ブレーキングを行い、休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう

異常発生時の措置

- ・緊急連絡網等で緊急時の連絡体制を明確にしておきましょう
- ・緊急時の対応フロー等の手順を作成し、症状に応じて躊躇なく救急隊を要請しましょう
- ・**救急隊に引き継ぐまでは、一人きりにしてはいけません**
- ・緊急時の連絡体制や作業手順については、警備員や一人親方など、労働者以外の作業者にも広く周知しましょう



「職場における熱中症対策のためのガイドライン」を活用しましょう！

熱中症の原因は業種や作業条件等によって様々であることから、厚生労働省では、個々の事業場が業種・業態に応じた適切な対策を選択することが出来るよう包括的な熱中症対策をまとめたガイドラインを策定・公表しています。具体的な熱中症対策を検討するにあたり、ぜひ参考にしてください！



「学ぼう！ 備えよう！ 職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

